

W O Y C 会 則

(名称)

第1条

本会は、和歌山オーシャンヨットクラブ(略称 WOYC)と称す。
(Wakayama Ocean Yacht Club)

(事務局)

第2条

本会は、事務局を事務局長宅に置く。

(目的)

第3条

本会は、会員相互間の親睦及び帆走技術の向上を図るとともに、強靱な精神を養う。

(行事)

第4条

1. 外洋帆走に必要な技術の講習会の開催。
2. 外洋レース等の開催。
3. その他、本会の目的を達成する為に必要な行事。

(会員資格)

第5条

本会の会員は次の三種とする。

1. 特別会員
本会の目的に賛同して入会した外洋艇を所有する代表者。
2. 特別準会員
元特別会員で役員会で承認された外洋艇を所有しない代表者。
特別会員と同等の資格を有する。
3. 正会員
特別会員の艇及び特別準会員に所属し、本会の目的に賛同し入会した者。

(入会)

第6条

1. 特別会員は入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。
2. 正会員は特別会員の推薦を受け入会申込書を会長に提出する。

(入会金)

第7条

特別会員は別に定めるところにより、入会金を納めなければならない。

(会費)

第8条

1. 特別会員は艇登録料及び年会費を納めなければならない。
2. 特別準会員は年会費を納めなければならない。
3. 正会員は年会費を納めなければならない。
4. 会員は当該年度の会費を3月末日までに納めるものとし、12月末日までに納めない場合は退会したものとみなす。

(休会)

第9条

1. 休会時、特別会員は休会届を会長に提出しなければならない。
2. 休会届提出後、次年度以降、復会まで会費は免除する。但し、艇登録料を納めなければならない。

(復会)

第10条

復会時、特別会員は復会届を会長に提出しなければならない。

(役員)

第11条

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計 1名
4. 監査 2名
5. 事務局長 1名
6. その他、クラブ運営委員 若干名
7. 顧問

(会長の選任)

第12条

会長は、総会において特別会員(特別準会員を含む)の中から選任する。

(役員を選任)

第13条

役員は、会長が選任する。

(役員任期)

第14条

役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問)

第15条

顧問を置くことができる。

(役員任務)

第16条

役員は、会の運営を円滑にし、各行事を遂行するため、必要事項を策定する。

(総会)

第17条

1. 通常総会

通常総会は年1回1月とする。

総会において、次の事項を審議する。

①活動報告及び年間行事計画案

②収支決算

③会長の選任

④その他重要事項

⑤総会は特別会員の過半数の出席により成立する。(委任を含む)

2. 委任

当日、やむを得ない場合の委任は正会員をもって代理とする事ができる。

3. 臨時総会

会長が必要と認め、及び特別会員が目的事項を記載した文章をもって請求した時は、役員会にはかり、会長は臨時総会を招集することができる。

4. 議決

出席者の過半数を以て議決する。

(会計)

第18条

本会の行事会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(会則の改正)

第19条

本会則の改正は、役員会の審議を経て総会の承認を得なければならない。

(責任)

第20条

すべての事故についての責任を、WOYC負わせることは出来ない。

| | |
|--------------|----|
| 1979年(昭和54年) | 制定 |
| 1994年(平成6年) | 改正 |
| 2002年(平成14年) | 改正 |
| 2006年(平成18年) | 改正 |
| 2008年(平成20年) | 改正 |
| 2015年(平成27年) | 改正 |